#### =はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故 情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を 他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただく ことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等について もトピックとして提供していますので、ご活用ください。

今回の配信が、令和3年の初号です。本年も「事業用自動車安全通信」をどうぞよろしくお願いいたします。

#### =目 次=

- 1. 重大事故等情報=3件(12月25日~1月7日分)
- (1)法人タクシーの死傷事故
- (2) 法人タクシーの死傷事故 (健康起因の疑い)
- (3) 大型トラックの酒気帯び転覆事故

#### 2. トピック

- (1) 週末の気象の見通し (新着情報)
- (2) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底について
- (3)事故の恐ろしさを知って!大型車の車輪脱落事故~大型車の車輪脱落事故の危険性を知っていただくための啓発ビデオを公開しました~
- (4) 令和2年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう!!
- (5) 換気シミュレーションを踏まえたタクシー車内における新型コロナウイルスの感染防止対策について(要請)
- (6) 運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査~今年度も覆面添乗調査を実施~
- (7)貸切バスにおける新型コロナウイルスに係る感染防止対策の徹底について (要請)
- (8) 事故ゼロを目指して!大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施
- (9)事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について (再要請)

- 1. 重大事故等情報=3件(12月25日~1月7日分)
- (1) 法人タクシーの死傷事故

12月29日(火)午前0時12分頃、青森県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、交差点を青信号で通過する際、横断歩道上に横たわっていた歩行者をはねた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

## (2) 法人タクシーの死傷事故 (健康起因の疑い)

1月4日(月)午後7時頃、東京都の国道の交差点において、都内に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、横断歩道を渡っていた歩行者6名をはねた。この事故により、はねられた歩行者のうち、1名が死亡、4名が重傷、1名が軽傷を負った。

なお、当該タクシー運転者は、くも膜下出血の疑いのため、緊急手術を受けた。

# (3) 大型トラックの酒気帯び転覆事故

12月26日(土)午後3時頃、京都府の国道において、滋賀県に営業所を置く大型トラックが運行中、縁石に乗り上げて転覆した。

この事故による負傷者はなし。

事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。

上記3件の死傷者数計:死亡2名、重傷5名、軽傷1名(速報値)

## 2. トピック

(1) 週末の気象の見通し

(新着情報)

週末の気象の見通しとして、今後10日頃にかけて、北日本から西日本の日本海側では平地も含めて、太平洋側では山地を中心に、大雪が続く見込みであり、四国や九州の平地でも大雪となるおそれがあります。また、日本海北部に発生した低気圧の影響で、9日にかけては北海道の日本海側を中心に局地的に暴風雪や大しけとなるおそれがあります。

このため、気象情報や道路における降雪状況等を把握して、社内における連絡体制を確認することや、冬用タイヤの装着を確認することなど、「2. (2) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底について」万全を期すようお願いします。

また、冬用タイヤの確認にあたっては、摩耗劣化の状況を併せて確認していただくようお願いします。暴風などの異常気象時における運行には、十分に注意されるようお願いします。

#### (参考) (一社)日本自動車タイヤ協会のチラシ

→ https://www.jatma.or.jp/tyre\_psd/othernews03.pdf

(参考) 気象庁パンレフット「大雨や台風に備えて」

 $\rightarrow$ 

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/ooametyphoon/ooametyphoon201903. pdf

(参考)

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\_hh\_000210.html

(2) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

(配信日: R2.12.18)

本格的な降積雪期を迎えた中、今般、関越自動車道などにおいて多数の車両が立 ち往生する事態が発生いたしました。

自動車運送事業者の皆様におかれましては、特に積雪・凍結等の気象状況を踏ま え、タイヤチェーンを携行し早期に装着するなど、次の事項について徹底してい ただき、降積雪期における輸送の安全確保に万全を期すようお願いします。

- (1) 気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。) や道路 における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安 全確保に万全を期すこと。
- ①災害発生時の社内における連絡体制を改めて確認すること。
- ②積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイ ヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。
- ③点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、 乗務員に適切な指示を行うこと。
- ④積雪・凍結時における要注意筒所の把握に努めること。
- ⑤気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、バスの運休、 タクシーの配車の休止、宅配便の集配荷の休止など、サービスの停止に係る情報 については、ホームページ等を通じて利用者に分かりやすく情報提供すること。 ⑥乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドル を行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、 車間距離の確保について指導を徹底すること。
- (2) スタッドレスタイヤへ交換する等タイヤ交換時に、ホイール・ボルトの誤 組防止、締付トルクの管理、交換作業後の増し締め等を確実に行うこと。

(3) 事故の恐ろしさを知って!大型車の車輪脱落事故~大型車の車輪脱落事故の 危険性を知っていただくための啓発ビデオを公開しました~

(配信日: R2.12.18)

「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の活動の一環として、大型車の車輪

脱落が死亡事故につながる危険性があることを啓発するビデオを、YouTube国交省公式アカウントに公開しました。

毎年、冬用タイヤに交換するこの時期に大型車の車輪脱落事故が多く発生していることから、本年11月から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しているところです(10月30日プレスリリースを参照

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\_hh\_000261.html)。

今般、同キャンペーンの一環として、大型車のタイヤが人体に衝突するとどのような事態になるかを実験し、車輪脱落事故の恐ろしさを実感してもらい、適切なタイヤ交換作業及びタイヤ交換後の確実な保守管理の実施を呼びかける啓発ビデオを公開しました。

大型車ユーザーにおかれましては、人命を奪う悲惨な事故を繰り返さないために も、是非ご覧いただき、事故防止対策の積極的な取組をお願いします。

※安全啓発ビデオは、以下のリンク先で公開しています。

→ https://youtu.bu/BE6-rcq81C8

(4) 令和 2 年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう!! (配信日: R2.12.4)

大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故・事件等が発生した場合には大きな被害となることが予想されます。 国土交通省では、12月10日〜翌年1月10日までの期間を、「年末年始の輸送等に関する安全総点検実施期間」と定め、各事業者等の方々による自主点検を通して、安全性の向上と、輸送安全等に対する意識の高揚を図っております。 各自動車運送事業者等の方々におかれましては、自主点検を実施し輸送の安全確保に努めましょう。

- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\_tk2\_000003.html

飛沫拡散の状況についてシミュレーションが行われました。

(5) 換気シミュレーションを踏まえたタクシー車内における新型コロナウイルスの感染防止対策について(要請)

(配信日: R2.11.27)

今般、スーパーコンピュータ富岳を用いて、タクシーの車内における換気性能や

シミュレーションの結果では、タクシーの換気性能は高いこと、運転者・乗客と

もにマスク着用の効果は極めて大きいこと等が確認されました。

タクシー車内における感染防止対策については、今般のシミュレーションの結果 を踏まえ、車内での感染を防止するために以下の取組を着実に実施いただきます ようお願いいたします。

1. エアコンを「外気導入モード」に設定し、風量を通常レベル以上とすることにより、車内換気を徹底することとし、「内気循環モード」は車内での感染リスクを高める可能性があるため可能な限り利用を避けること。

なお、「外気導入モード」について乗客から苦情が寄せられる場合には、乗客の 安全・健康を損なわないよう配慮しつつ、スーパーコンピュータ富岳のシミュレーションの結果等も踏まえ、「外気導入モード」による車内換気が有効であることを丁寧に説明して理解・協力を求めること。

2. 運転者又は乗客が咳をした場合の飛沫の飛散を防ぐため、運転者のマスク着用を徹底するとともに、乗客にもマスクの着用について理解・協力を求めること。

〈参考・スーパーコンピュータ富岳によるシミュレーション結果 (理化学研究所ホームページ)〉

→ https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html

(6) 運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査~今年度も覆面添乗調査を実施~ (配信日: R2.11.27)

国土交通省では、民間の調査員による運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査しています。

今年度においては、令和2年12月から令和3年3月にかけて実施します。

国土交通省では、貸切バス事業者の法令遵守の状況を確認するため、監査官が営業所に立ち入る臨店監査や、観光地や空港等のバス発着場において街頭監査を実施しています。

上記に加え、民間に調査を委託し、実際に運行する貸切バスに調査員が一般の利用者として乗り込み、貸切バスが運行中、適切に休憩を取っているかや、交替運転者が必要な場合に確実に交替しているか等、法令遵守状況などについて調査しています。

本調査において法令違反のおそれが確認された事業者に対しては、後日、国による監査を実施します。

#### 1. 今年度の調査予定

①調査対象者: 貸切バス事業者※無通告により実施

②調査実施者: 国土交通省自動車局が委託した者(民間)

③実施時期: 令和2年12月~令和3年3月

④調査項目: 区域外運送の有無、休憩時間の確保、シートベルトの装着の案内

や装着の状況、交替運転者の交替状況、事業者名等の車内外表示など

## 2. 昨年度までの調査結果

本調査は、平成29年度より実施し、これまでに2事業者について法令違反のおそれが確認されたため、当該事業者の営業所に監査を実施しました。その結果、いずれの事業者についても法令違反が確認されたため、2事業者とも行政処分を実施しました。

(7)貸切バスにおける新型コロナウイルスに係る感染防止対策の徹底について (要請)

(配信日: R2.11.20)

今般、日帰りのバス旅行内において集団感染が発生したと東京都足立区が公表したところです。

全国的に感染が拡大するなか、観光バスをはじめとする貸切バスについて、利用者に安心して乗車いただくためには、利用者の理解や協力を得ながら、バス車内におけるマスクの着用、食事の回避、カラオケの禁止などの感染防止対策を徹底することが不可欠です。

つきましては、貸切バス事業者の皆様におかれまして、下記の取組を徹底してい ただきますようお願いいたします。

1. 貸切バスの運行に当たっては、(公社)日本バス協会が作成している「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」等を参考に、感染防止対策を徹底すること。

(参考) http://www.bus.or.jp/covid-19/

2. 観光バスにおいては、利用者に対して、「新しい旅のエチケット交通編」の 配布や車内アナウンスでの呼び掛けなどにより、車内での感染防止対策への協力 を依頼すること。

(参考) https://goto.jata-net.or.jp/info/2020091001.html

(配信日: R2.10.30)

大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故が増加している状況を踏ま え、令和2年11月1日から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施 します。

- 1 令和元年度の大型車※の車輪脱落事故の発生状況
- ※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス
- 発生件数は112件(昨年比31件増加)
- ・冬期(10月~2月)に多く発生
- ・特に東北地区で多く発生
- 車輪脱着作業後1ヶ月以内に多く発生
- ・タイヤ交換作業が集中する11月に交換した車両の事故が多い
- 車輪脱落箇所は左後輪に集中

## 2. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

国土交通省では、昨年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に関する調査検討ワーキンググループ」(座長:交通安全環境研究所伊藤紳一郎副部長)を設置し、事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討を行ってきたところ、令和2年10月16日に中間とりまとめが決定されました。

国土交通省では、この中間とりまとめの決定を受けて、「令和2年度緊急対策」 の早期かつ確実な実施を図るため、関係業界の協力のもと、「大型車の車輪脱落 事故防止キャンペーン」を実施します。

# 【実施期間】令和2年11月1日~令和3年2月28日 【主な実施項目】

- ・運送事業者等に対する事故防止対策の周知・指導
- ・運送事業者による大型車の「ホイール・ナットの緩み」の総点検実施
- ・貨物運送事業者では、タイヤ交換時の作業管理表を使用した正しいタイヤ交換 作業実施
- ・トラックのホイール・ナットへのマーキング等の活用を推進し、日常点検での ホイール・ナットの緩みの点検を重点的に実施
- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\_hh\_000261.html

(9)事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について (再要請)

(配信日: R2.5.22)

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、「事業用自動車総合安全プラン2020」において事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標に掲げ、様々な取組を実施してきたところです。また、昨年5月にも「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」(通達)を発出し、事業者の皆様に、特に以下の事項について周知徹底していただくよう、お願いしてきたところです。

しかしながら、昨年の飲酒運転による事業用自動車の交通事故は56件と、「事業 用自動車総合安全プラン2020」を策定した2016年以降で最多となりました。 また、本年は、国土交通省への報告が求められる重大事故が、昨年同時期を上回 る13件発生しています(速報ベース)。特に、5月に入り4件の事故が発生してい るところです。

自動車運送事業は、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国民生活・ 国民経済の安定確保に不可欠な存在であり、事業者の方々に日々ご尽力いただい ているところですが、こうした中で飲酒運転による事故が相次いで発生している ことは、運送事業に対する社会の信頼の失墜に繋がる事態であり、誠に遺憾です。 つきましては、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的 な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用し、飲酒運転の防止の徹底について、 改めて周知徹底いただくよう、お願いいたします。

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

- (1)飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解 させること。
- (2)確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを行うとともに、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を 行うこと。
- (3)運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

\*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

#### よくある質問(配信登録の解除方法等)

- ( http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html )
- \*ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

```
( http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html )
```

# 【参考】

- \* 自動車局ホームページ
- ( http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html )
- \*自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

ホームページ受付

( http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html )

フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- \* 自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。